

# おおいた防災VR運用基準

## (趣旨)

第1条 この運用基準は、「おおいた防災VR」（以下「防災VR」という。）を県、市町村、消防本部（局）、学校、自治会（自主防災組織）及び企業などの各種団体（以下「各種団体」という。）が適切かつ効果的に運用するため、「おおいた防災VR視聴用ヘッドマウントディスプレイ等貸出要綱（令和2年10月5日施行）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (運用方針)

第2条 防災VRは、県民の防災意識の醸成及び避難行動の向上を目的とし、学校や地域等の防災訓練及び各種イベント等（以下「防災訓練等」という。）において、積極的に運用するものとする。※「（別紙）おおいた防災VR概要」参照

## (運用に関する注意事項等)

第3条 防災VRは、以下に注意のうえ運用するものとする。

- 1 防災VRの運用は、県内に籍を置く各種団体が行う防災訓練等を対象とし、各種団体の申請に対して、所有者である県生活環境部防災局防災対策企画課長または県各振興局長（以下「県所有者」という。）が承諾のうえ運用するものとする。
- 2 防災VRは、「地震編」等の各コンテンツ（災害種別）を地域の特性や防災訓練等の実施時間等に応じて選択のうえ、運用するものとする。
- 3 防災VRは、ヘッドマウントディスプレイ（以下「HMD」という。）用の「両眼版」及びモニター等映写用の「単眼版」があり、次条に掲げた禁止事項等の内容を考慮したうえで運用するものとする。
- 4 HMDの使用による防災VRの体験にあたっては、体験者4名（同時に使用する場合）に対して、各種団体が最低1名の要員を配置するとともに、要員は体験者が見える位置で体調不良者等の発生を注視するものとする。
- 5 HMDの使用による防災VRの体験は、必ず着座により行うものとする。
- 6 HMDの使用による防災VRの体験は、HMDの故障を防ぐため、雨天（小雨含む）の屋外での使用を禁止するものとする。ただし、屋外であっても屋根がある場所等で使用する場合は、状況に応じて使用できるものとする。
- 7 短時間で多くの人数への体験を要する防災訓練等においては、HMDを使用せず、各コンテンツの「単眼版」をモニター等へ映写して体験することを推奨する。
- 8 県生活環境部防災局防災対策企画課は、各コンテンツを収録したDVDソフトを市町村及び消防本部（局）へ無償配付するものとする。

9 県所有者、市町村及び消防本部（局）は、防災VRの住民への周知について、HPや広報誌等による積極的な広報活動に努めるものとする。

#### （禁止事項等）

第4条 防災VRの運用にあたっては、以下のとおり禁止または制限するものとする。

- 1 体調不良者は、HMDの装着による体験をさせないものとする。また、体験中に体調不良者が発生した場合は、直ちにその者の体験を中止するものとする。
- 2 7歳以下の子どもには、HMDの装着による体験をさせないものとする。
- 3 斜視や複視、その他視力の異常や眼科的疾患のある者や眼科に通院している者は、HMDの装着による体験をさせないものとする。
- 4 8歳以上13歳未満の子どもがHMDを装着して体験する場合は、各種団体が事前に保護者の同意を得ること。なお、事前に保護者の同意を得ることが難しい不特定多数が参加する防災訓練等（例：〇〇市町村春まつり等）においては、保護者同伴で且つ同意を得ることができる子どものみ体験可能とする。
- 5 各種団体は、防災VRを営利目的のための行為に運用してはならない。

#### （体験者数の実績報告）

第5条 各種団体は、体験者数の実績について、「おおいた防災VR視聴用ヘッドマウントディスプレイ等貸出要綱」の第9条に定めるとおり報告するものとする。

#### （使用中止）

第6条 各種団体は、使用する市町村に気象警報が発表された場合や、緊急事案等が発生した場合は、防災VRの使用を中止するものとする。

#### 附 則

この運用基準は、令和2年10月5日から施行する。